

横植協会03-7号
令和3年5月27日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ7号を送信します。

【*Phytophthora ramorum* (糸状菌の一種)に係る豪州の日本産苗への
検疫措置について】

標記について、豪州はこれまで苗の輸入に際し輸入許可証の取得を要求しており、許可証の内容に沿って日本で輸出検査が行われているところです。

今般、豪州が日本を *Phytophthora ramorum*(糸状菌の一種)の発生国に追加し、*P. ramorum*の宿主植物の苗について輸入後の隔離検疫を開始しましたのでお知らせします。

なお、輸出には、従来と同様に輸入許可証が必要です。

(以下の URL にアクセス又は別添 PDF ファイルを参照ください。)

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/oc/australia/index.html>

以上

植物防疫所

植物防疫所について (採用情報はこちら)	植物検疫情報	申請・手続き	統計・広報・刊行物	お問い合わせ
-------------------------	--------	--------	-----------	--------

[ホーム](#) > [輸出入条件検索](#) > [輸出入条件詳細情報](#) > [各国の輸入規則等詳細情報](#) > オーストラリア

オーストラリア Australia

最終更新日：令和3年5月27日

オーストラリア連邦植物防疫機関名：オーストラリア農業・水・環境省
Department of Agriculture, Water and the Environment

住所（電話）：
18 Marcus Clarke St, Canberra City ACT 2601 Australia (+61 2 6272 3933)

規則原文

[Biosecurity Act 2015](#) [外部リンク] (2015年施行)

[Biosecurity legislation](#) [外部リンク] (2019年12月20日現在)

[Biosecurity Import Conditions \(BICON\)](#) [外部リンク]

備考

最新の検疫情報

播種用トマト種子の検疫条件の変更について(BICON Alerts 2021年6月23日から適用)

オーストラリアは播種用トマト種子の検疫条件について、以下のとおり変更する。

(ア)検定対象から*Tomato planta macho viroid*を削除

(イ)以下の野生種トマト（及びそのシノニム）について、検定対象から*Pepino mosaic virus*、*Potato spindle tuber viroid*、*Columnnea latent viroid*、*Pepper chat fruit viroid*、*Tomato apical stunt viroid*、*Tomato chlorotic dwarf viroid*を削除

- ・ *Solanum chilense*
- ・ *Solanum chmielewskii*
- ・ *Solanum parviflorum*
- ・ *Solanum peruvianum*
- ・ *Solanum pimpinellifolium*

* *Tomato brown rugose fruit virus*及び*Tomato mottle mosaic virus*に対する緊急措置の要件は引き続き適用される。

(ウ)*Pepino mosaic virus*の検定について、サンプルサイズを3,000粒から20,000粒に変更

- ・ 検定はELISA又はPCRを用いて、輸出前又は豪州到着時に行う必要がある。
- ・ 小ロット種子について、サンプルサイズを重量比20%とする要件は、引き続き継続する。
- ・ 2021年6月23日以前に検査された種子については、一定の条件を満たせば輸入できる。

詳細はBICONをご確認ください。

*Phytophthora ramorum*の宿主リストにアルゼンチンと日本を追加(G/SPS/N/AUS/523 2021年5月19日から適用)

オーストラリアは、アルゼンチンと日本からの植栽用植物について、以下の対応を開始した。

輸入後、豪州施設で本病の検査等が必要となる。

詳細はBICONをご確認ください。

ヒメアカカツオブシムシに対する緊急措置の今後について(G/SPS/N/AUS/502/Add.10 2021年5月18日を反映)

オーストラリアは本虫に対する措置を段階的に進めている。今回の上記通知では、第3段階の開始予定日及び代替処理オプションの検討、第6A段階の開始日がアナウンスされた。

(検討されている概要の抜粋)

第3段階 2021年8月開始予定

商業経路で輸入されるハイリスク植物製品に新たに講じられる措置は以下のいずれかです。

- ・植物防疫官による検査に合格し、本虫の生虫・死虫・残骸が存在しない旨を植物検疫証明書に追記
- ・臭化メチル又は加熱消毒後、植物防疫官による検査を行い植物検疫証明書に本虫(生虫)がいない旨の追記
(臭化メチル又は加熱消毒の影響を受ける植物製品について、代替処理オプションを検討中)

第4段階 2021年半ば～後半開始予定

ハイリスク植物製品以外のリスク物品の証明書と輸出時に新たに講じられる措置(未発表)

第5段階 2021年半ば～後半開始予定

播種用種子の証明書の要件(未発表)

第6A段階

日本で積み込まれる海上コンテナは、積み込み前の処理は必要ありません。

下記の海上コンテナは、貨物を積み込む前に処理が必要です。

2021年4月12日開始

- ・ハイリスク植物製品を輸送するFCL/FCXコンテナで、本虫対象国(日本は含まれない)*において積み込みが行われるもの

2021年7月12日開始

- ・本虫対象国(日本は含まれない)*から出荷されるFCL/FCXコンテナで、オーストラリアの農村部の穀物生産地に向けて出荷されるもの

第6B段階 2021年後半開始予定

より広範なコンテナに対する措置(未発表)

*ヒメアカカツオブシムシ対象国は以下に掲載されています(日本は対象国ではありません)。

https://www.agriculture.gov.au/import/arrival/pests/khapra_beetle [外部リンク]

・オーストラリアの本虫に対する対策について、検討情報が以下に記載されています。

[Urgent actions to protect against khapra beetle \(*Trogoderma granarium*\)](#). [外部リンク]

今後、SPS通報及びBICONにて正式な情報が入り次第、当ホームページにて情報提供を行います。

ヒメアカカツオブシムシに対する緊急措置(BICON Alerts 第1段階2020年9月3日から適用、第2段階2020年10月15日から適用)

オーストラリアは全ての国を対象にヒメアカカツオブシムシ (*Trogoderma granarium*) に対する緊急措置を行う。

第1段階として、令和2年9月3日より本虫付着の可能性のある以下の高リスク植物製品の引越貨物別送品*及び自己査定通関**貨物(商用サンプル・研究用途を除く)による輸入を禁止。

第2段階として、令和2年10月15日以降に到着する郵便物(10月15日以降に郵便で到着する荷物、EMSを含む)及び携帯品(手荷物)についても輸入を禁止。

- ・ Rice (*Oryza sativa*) コメ
- ・ Chickpeas (*Cicer arietinum*) ひよこまめ
- ・ Cucurbit seed (*Cucurbita* spp.; *Cucumis* spp.; *Citrullus* spp.) カボチャ属、キュウリ属、スイカ属の種
- ・ Cumin seed (*Cuminum cyminum*) クミンシード
- ・ Safflower seed (*Carthamus tinctorius*) ベニバナの種
- ・ Bean seed (*Phaseolus* spp.) インゲンマメ属の種

- ・ Soybean (*Glycine max*) 大豆
- ・ Mung beans, cowpeas (*Vigna spp.*) ササゲ属
- ・ Lentils (*Lens culinaris*) レンズ豆
- ・ Wheat (*Triticum aestivum*) 小麦
- ・ Coriander seed (*Coriandrum sativum*) コリアンダーシード
- ・ Celery seed (*Apium graveolens*) セロリの種
- ・ Peanuts (*Arachis hypogaea*) ピーナッツ
- ・ Dried chillies/capsicum (*Capsicum spp.*) 乾燥トウガラシ/トウガラシ属
- ・ Faba bean (*Vicia faba*) ソラマメ
- ・ Pigeon Pea (*Cajanus cajan*) キマメ
- ・ Pea seed (*Pisum sativum*) エンドウの種
- ・ Fennel seed (*Foeniculum spp.*) ウイキョウ属の種

これらは、生・物理的加工形態を問わず対象となる。

ただし、レトルト、ブランチング、低温殺菌等の商業的に製造・包装された熱加工品や冷凍食品、野菜・種子由来の冷凍植物製品や油脂を除く。

*引越貨物別送品：Unaccompanied Personal Effects: UPEs

**自己査定通関：Self-Assessed Clearance: SAC

詳細は、BICONでご確認ください。

Xylella属菌宿主植物の追加について(G/SPS/N/AUS/376/Add.3、BICON Alerts 2021年6月1日から適用)

オーストラリアはXylella属菌宿主植物について、以下の科を追加した。

- ・ Araucariaceae (ナンヨウスギ科)
- ・ Argophyllaceae (アルゴフィルム科)
- ・ Athyriaceae (メシダ科)
- ・ Corynocarpaceae (コリノカルプス科)
- ・ Dennstaedtiaceae (コバノイシカグマ科)
- ・ Haloragaceae (アリノトウグサ科)
- ・ Violaceae (スミレ科)

* 上記を含むXylella属菌寄主植物は、植物検疫証明書に「輸出する植物及びその母株がXylella属菌が発生していない日本でのみ生育した」旨の追記が必要。

詳細はBICONでご確認ください。

Xylella属菌宿主植物の追加について(G/SPS/N/AUS/376/Add.2、BICON Alerts 2020年8月3日から適用)

オーストラリアはXylella属菌宿主植物について、以下の科を追加した。

- ・ Cannaceae (カンナ科)
- ・ Gesneriaceae (イワタバコ科)
- ・ Linaceae (アマ科)
- ・ Polemoniaceae (ハナシノブ科)
- ・ Resedaceae (モクセイソウ科)
- ・ Scrophulariaceae (ゴマノハグサ科)
- ・ Simmondsiaceae
- ・ Strelitziaceae (ゴクラクチョウカ科)
- ・ Tamaricaceae (ギョリュウ科)

* 上記を含むXylella属菌宿主植物は、植物検疫証明書に「輸出する植物及びその母株がXylella属菌が発生していない日本でのみ生育した」旨の追記が必要。

詳細はBICONでご確認ください。

Spiraea spp. (シモツケ属) 苗木の検疫条件の変更について(BICON Changes 2021年4月23日から適用)

オーストラリアはシモツケ属苗木について、火傷病の宿主から除外し、ウメ輪紋ウイルスの宿主としてリスクの見直しを行う。リスクの見直しが終了するまで、シモツケ属苗木を輸出することはできません。

食用及び播種用セリ科種子の検疫条件の変更(BICON Alerts 2021年3月30日を反映)

今回の通知により (イ) の条件は一時停止となる。その他 (ア、ウ) は、予定どおり開始。

- ・ *Anthriscus cerefolium* (チャービル) : (ア)・(ウ)参照
- ・ *Apium graveolens* (セロリ) : (ア)・(ウ)参照
- ・ *Foeniculum vulgare* (フェンネル) : (ア)～(エ)参照
- ・ *Pastinaca sativa* (パースニップ) : (ア)・(ウ)・(エ)参照
- ・ *Petroselinum crispum* (パセリ) : (ア)・(ウ)・(エ)参照
- ・ *Daucus carota* (ニンジン) : (イ)・(ウ)・(エ)参照 ※ニンジン種子は3月30日以前から輸入許可証の取得が必要

(ア)2021年3月30日以降、**食用及び播種用種子**を対象に、輸入許可証の取得が必要となる。

2021年1月13日からBICONで輸入許可を申請でき、3月30日までに許可を得るためには、3月2日までに申請書の提出が必要。

(イ)一時停止中。新たな殺菌剤処理の要件を2021年10月までに公開予定。

播種用種子を対象に、輸出前又は豪州到着時、広スペクトルの殺菌剤(チウラム等)処理が必要。

豪州側での処理施設が少ないことから輸出前処理を推奨。

【対象病害】ニンジン：*Diaporthe angelicae* フェンネル：*Cercospora foeniculi*

(ウ)2021年3月30日以降、**播種用種子**を対象に、*Candidatus Liberibacter solanacearum*(LSO)に対する熱処理の方法を変更。輸出前又は豪州到着時に実施。

【現行】PCR検定または乾熱、湿熱、温湯浸漬処理などの熱処理

【2021年3月30日以降】PCR検定または温湯浸漬処理に限定

(エ)以下の病害を対象にしたPCR検定を追加予定(実施日未定)

【対象病害】ニンジン：*Diaporthe angelicae* フェンネル：*Cercospora foeniculi*

パセリ・パースニップ：*Strawberry latent ringspot virus*

詳細はBICONでご確認ください。

ウリ科種子の検疫条件の改正(BICON Alerts 2020年6月12日から適用)

標記はG/SPS/N/AUS/439(2017年12月)等により通知していた緊急措置について、豪州が公表した「ウリ科野菜種子の輸入要件」の最終報告書に基づき、改正された。

下記の種子に、対象とするウイルスについて輸出時又は輸入時に室内検定を行い、感染していないことの確認が必要となる。なお、種により対象とするウイルスが異なりますので、詳細はBICONでご確認ください。

- ・ *Citrullus lanatus* (watermelon)
- ・ *Cucumis melo* (cantaloupe)
- ・ *Cucumis sativus* (cucumber)
- ・ *Cucurbita maxima* (winter squash, pumpkin)
- ・ *Cucurbita moschata* (butternut squash, pumpkin)
- ・ *Cucurbita pepo* (zucchini)
- ・ *Lagenaria siceraria* (bottle gourd)
- ・ *Trichosanthes cucumerina* (snake gourd)

対象ウイルス

- ・ Cucumber green mottle mosaic virus (CGMMV)
- ・ Kyuri green mottle mosaic virus (KGMMV)
- ・ Zucchini green mottle mosaic virus (ZGMMV)
- ・ Melon necrotic spot virus (MNSV)

その他

- ・ *Cucumis sativus*及び*Cucumis melo*に対しては輸出前又は輸入時の殺菌剤による処理の実施(*Diaporthe cucurbitae* (Syn. *Phomopsis cucurbitae*) 対象)

[オーストラリア連邦植物防疫機関の情報](#) [外部リンク]

[駐日外国公館](#) [外部リンク]

[輸出解禁要請等の情報](#) [外部リンク]

[木材こん包材の規則に関する情報](#)